

第1回習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会会議録

1. 開催日時 令和4年5月24日(火) 午後1時10分～午後2時35分

2. 開催場所 習志野市庁舎5階 委員会室

3. 出席者

【委員長】	習志野市副市長	諏訪	晴信
【副委員長】	習志野市こども部 部長	小平	修
【委員】	習志野市立保育所私立化ガイドライン 改定懇話会の委員であった者	田島	大輔
	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	中川	紀子
	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	井口	百合子
	習志野市政策経営部 部長	竹田	佳司
	習志野市総務部 部長	遠藤	良宣
	習志野市こども部こども保育課 課長	佐久間	心之
	習志野市立藤崎保育所 所長	五十嵐	公子
	習志野市立大久保第二保育所 所長	近藤	明美
【事務局】	こども部 次長	相澤	慶一
	こども部こども政策課 課長	齊藤	洋介
	(こども部) 主幹	新井	理香
	企画管理係長	石橋	寛
	施設係長	松本	大輔
	副主査	清水	隆之

4. 議題

第1 会議の公開(非公開)

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 審議

(1) 習志野市立藤崎保育所移管先法人募集要項について

(2) 習志野市立藤崎保育所移管先法人審査基準について

第5 その他(事務連絡等)

5. 会議資料

資料1 習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会設置要綱

資料2 習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会委員名簿

資料3 習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会 会議の公開に関する取り決め事項(案)

資料4 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画
(概要版)

資料5 習志野市立保育所私立化ガイドライン

資料6 習志野市立藤崎保育所保育所移管先法人募集要項(案)

資料7 習志野市立藤崎保育所移管先法人審査基準(案)

6. 議事内容

開会

【諏訪 晴信 委員長】

ただいまより、第1回習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会の会議を開会する。

本会議は、習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会設置要綱第6条の規定により、委員5名以上の出席が成立要件となっている。

ただいまの出席委員は10名全員である。よって、本会議は成立した。

本日は審議事項について、事務局から説明を求め、その後、委員の皆様から意見をいただく形で会議を進めたいと考えている。

限られた時間内で円滑な会議を進めていきたいので、会議の進行に協力をお願いします。

第1 会議の公開(非公開)

【こども政策課長 齊藤 洋介】

資料3に基づき説明。

【諏訪 晴信 委員長】

本委員会においては、会議は非公開とした上で、移管先法人決定後にすべての会議録を公開することに異議はないか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

第2 会議録の作成等

【諏訪 晴信 委員長】

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、会議ごとに確定するが、公開については、法人決定後に、すべての会議録を市ホームページ及び市庁舎グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、異議はないか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

第3 会議録署名委員の指名

【諏訪 晴信 委員長】

会議録作成にあたり、正確性・公正性を期するため、会議録署名委員を、私から指名させていただきたいと考えるが異議はないか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、田島委員、中川委員、井口委員を指名する。

第4 審議

(1) 習志野市立藤崎保育所移管先法人募集要項について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

資料4・5・6に基づき説明。

【諏訪 晴信 委員長】

募集要項について、質疑はあるか。

【田島 大輔 委員】

私立化ガイドラインの改定並びに大久保第二保育所及び菊田第二保育所の移管先法人の選考の両方に関わった。

私立化ガイドラインについて、現在の保育事情や首都圏の保育基準に則り、現状に即した形に改定した。様々な人材の登用や、その施設自身が質を高める取り組みをしていただけのガイドラインになっており、その点を理解いただきたい。

次に、昨年度選考した大久保第二保育所の移管先法人から申し出のあった施設計画の変更は、保護者や子どもの登園時の便宜などを考えてのものとして理解した。プレゼンテーションの内容の変更は、やむを得ない場合に限定される。このことを今回の募集要項の段階やプレゼンテーションの中で改めて伝えておく必要があると考える。

また、藤崎保育所については、前年度選考した2園とは異なり、保育を継続しつつ、同一敷地内に建物を新築するという手法であることから、プレゼンテーションの際に、未来への展望のみならず、現実的な移管後2、3年程度の保育のビジョンについて質問等により確認していくことが重要と考える。

【諏訪 晴信 委員長】

田島委員から指摘のあった大久保第二保育所の移管先法人の件については、プレゼンテーションの段階では二階建ての建物として施設計画の提案があったが、その後、平屋の建物に計画変更したという事項があった。法人から計画変更の協議がなされたため、既に選考委員会は解散していたが、元委員に改めてこの変更を認めるかについて意見を伺い、異議がなかったことから、変更を認めたという経過である。

藤崎保育所の移管先法人選定にあたっては原則このようなことが起こらないような措置をする必要があるという田島委員からの意見である。

【遠藤 良宣 委員】

募集要項(案)の4ページに、「保育の実施と、保育環境への影響に十分配慮した工事施工を行うこと」という記載があり、提案があれば関係資料を添付させるとの説明もあつ

た。

保育所に通う子どもたちが安全に過ごせることが一番の目的であり、保育を継続しながらの工事となると、その安全はどうかと、子どもを送り出す保護者の気持ちはいかばかりかと考える。そういう意味では、必要書類として明確な書類を出させることは重要でありしっかりと採点をしていくことも肝要だと考える。プレゼンテーションは公開で行うことから、子どもは安全に過ごせるのか、保護者に安心していただける計画になっているのか、保護者にとってはその点が一番大きなポイントになってくるのではないかと考える。全ての応募者にこの部分の提案を必須とするよう要望したい。

【諏訪 晴信 委員長】

新築の建物が完成した後の解体工事は、民間の法人によって引き続き行われるとのことである。

このことについて、別紙3中の様式5、施設整備計画書に、既存施設の保育環境に配慮した工事施工に係る提案があれば、関係書類を添付するようにとあるが、必ず提出をするよう改めるべきではないかという意見である。

田島委員は、民間法人による解体中の保育から2年3年ぐらいの間の子どもたちの育ちの確保の部分についても、どこかで確認することが必要という意見であった。

【こども部主幹 新井 理香】

計画変更の点については、プレゼンテーションで提案した内容は、今後実施する三者協議会や保護者説明会の中で、保護者、保育所にとってプラスになることであれば、少し変更をしていくことがあるということも踏まえて、表記の仕方や案内の仕方はしっかりと整えていく。

保育を継続しながらの工事という点については、令和6年度の新園舎の建設中は藤崎保育所と連携をとりながら、子どもたちの安全と健全な保育環境を、遊びも踏まえて市が責任を持って整えていくように既に話し合いを始めている。

令和7年4月以降、法人が運営を開始した後の現園舎の解体については、市も重要な観点だと認識しており、委員にもしっかりと審査をしていただくため今回審査基準の審査項目に加えた。

【田島 大輔 委員】

計画変更の点について同感である。ただし、やむを得ないもの以外、計画変更は認められないことを、募集の段階で伝えていくことが必要と考える。

次に、施設整備、解体期間中の配慮について、今回この観点は非常に重要なため、プレゼンテーションの説明内容に入れるようにしないと、特に保護者には差が見えにくい部分だと考える。

【諏訪 晴信 委員長】

ここで会議開始から概ね1時間が経過したため、感染対策も含め5分ほど休憩をさせていただく。

< 休 憩 >

【諏訪 晴信 委員長】

休憩前に引き続き会議を開く。
他に質疑あるいは意見はあるか。

【竹田 佳司 委員】

昨年度実施した大久保第二保育所及び菊田第二保育所の移管先法人の選考の中で、プレゼンテーションの様子を撮影し、DVDを作成して当日参加できなかった保護者に貸し出し御覧いただいた上で意見を求めるということを実施している。

昨年度はコロナ禍で参加人数が少なかったということもあったと考えるが、応募法人が多く、1日続けてプレゼンテーションがあるような時には、保護者も全法人のプレゼンテーションを聞くのは非常に負担になると考えるので、ぜひ今回も前回同様、このような措置はとって欲しい。このことについては、応募する法人も準備をして臨むため、予め募集要項にその旨を記載した方が適当だろう。

【諏訪 晴信 委員長】

募集要項についての意見は概ね出そろったところであるので、ここで一度委員の意見を整理したい。

提出書類の様式5の施設整備計画書の施設整備及び既存建物解体期間中における保育の実施と保育環境に配慮した工事施工に係る提案について、必須の要件とするということについて、いかがか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

それではこの提案は必須とし、募集要項の記載を変更することとする。

次に、移管先法人決定後に、計画の変更を認めるかどうかという点については、募集要項14ページの計画の変更という項目がある。これは「審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合がある」と記載されている。この部分をどのように表記するか、あるいは全く認めないのかについてはどうか。

【遠藤 良宣 委員】

今委員長が紹介した記載部分の前に、「施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもの」と記載されているが、この軽微な変更の範疇が、審査する側の恣意的なものがあるのでないかと誤解されないようにする必要がある。この「軽微な変更」という表現は法令でも使われている言葉ではあるので、その内容を参酌している限りは問題ないのではないかと考えるが、変更の内容によって、公募選考の公正かつ適正な実施というところに疑義が生じないよう、対応は図るべきと考える。

【諏訪 晴信 委員長】

計画の変更については、移管先法人決定後は、法的なものなどやむを得ないもの以外は認められないべきであるので、このあたりの表記については、改めて事務局で考慮していただきたい。

田島委員から意見のあった、移管後2、3年程度の保育のビジョンについて確認が必要との点については、特に意見がなければ審査基準の中で参酌するということとした。

また、竹田委員から意見のあったプレゼンテーションに参加できない保護者のため、DVDを作成して貸出を行う点についても、募集要項の中に記載することとしたい。

【諏訪 晴信 委員長】

他に意見がないようなので、事務局から提案のあった募集要項並びに応募書類等については、委員から意見があった部分について修正し、私と副委員長で確認したうえで、委員には文書で修正部分をお知らせし、募集要項を決定したいと考えるが、異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

(2) 習志野市立藤崎保育所移管先法人審査基準について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

資料7に基づき説明。

【諏訪 晴信 委員長】

意見あるいは質疑はあるか。

【竹田 佳司 委員】

まず、プレゼンテーションの時間配分について、1法人50分うちプレゼンテーション30分質疑20分とのことだが、前は、プレゼンテーションよりも質疑の時間を充実させたということで、配分を逆にした経緯がある。今回も質疑の時間の方を多くとっていただきたい。

次に、3ページ目の審査項目12番、施設整備計画について、今回は子どもたちの保育を継続しながらの工事、さらには解体となるので、工事中の子どもたちの保育、そして安全確保が重要だと考える。この12番は、提案を添付いただくことになると思われるので、配点をもう少し上げた方がよいのではないか。

【遠藤 良宣 委員】

子どもたちとその保護者のことを考えると、この12番についてはこの委員会としての意思を明確に示すためにも、加点をするということについて同感である。

代わりにどの項目を減点するかという問題については、審査項目も多いことから、どこかから配分も可能ではないか。

【諏訪 晴信 委員長】

プレゼンテーションの時間設定については前回に合わせて修正をお願いしたい。また、プレゼンテーションの内容について、「当日パワーポイント等の映写による補完も可能」とあるが、前年度のプレゼンテーションにおいて、提出された書類に記載のない内容のものが映写されていたことも見受けられたので、この点についても記載の配慮をいただきたい。

施設整備計画の提出書類等の評価については、現在の10点の配点から加点をお願いしたい。

【諏訪 晴信 委員長】

他に意見がなければ、審査基準については、ただいま意見のあったことについて修正し、私と副委員長で確認した上で、委員の皆様方には修正した部分を資料として文書で確認いただき、決定したいと考える。異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

第5 その他(事務連絡等)

こども政策課長 齊藤 洋介より、今後の選考委員会等のスケジュールについて説明した。